

A:計画を上回って実施 B:概ね計画どおり
 C:計画より遅れている D:当初計画から変更
 E:事業終了

◎:拡充 ○:継続
 △:縮小 ×:廃止

※令和3年度が計画期間の中間年であったため、障がい者施策を巡る最近の動向や関係法令・制度の改正等を踏まえ令和4年度から令和8年度までを計画期間とする後期計画を策定済みです。そのため、令和5年度照会（令和4年度実施状況等回答）より追加となっている項目があります。

令和5年度照会（令和4年度実施状況等回答）

整理番号	基本目標	個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
1	1	2	障害者相談支援事業	障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、福祉サービスを利用するための情報提供や相談、専門機関の紹介等を行う障害者相談支援事業を実施しています。	障がい福祉課	社会福祉法人「一粒」「夢の実」「あすなろ」に事業を委託することにより、実施している。延べ相談件数 令和4年度 4,394件	B	より身近な支援体制を確保するため市内事業者を育成していく。	○
2	1	1	地域自立支援協議会の運営	鴻巣市と共同で鴻巣・北本地域自立支援協議会を設置し、地域課題の共有や、社会資源の開発等について協議し、相談支援体制等の充実に取り組んでいます。	障がい福祉課	鴻巣市と共同で自立支援協議会を設置している。相談支援部会、地域支援部会、こども部会、就労支援部会、精神障がい者支援部会により、地域課題解決に向け、協議・研修等を行っている。	B	市内事業者に積極的に参画していただくよう働きかけていくとともに相談支援体制等の充実に取り組んでいく。	○
3	1	4	意思疎通支援事業	聴覚障がい者等のコミュニケーションを保障し、自立と社会参加を促進するために、手話通訳者、要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳者養成講習会等を実施しています。	障がい福祉課	手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者、奉仕員養成講座を実施することにより、円滑なコミュニケーションの確保を図っている。	B	事業を継続することで、円滑なコミュニケーションの確保を図っていく。	○
4	1	2	指定特定相談事業者等の体制整備	支援を必要とする障がいのある人に対し、指定特定相談事業者・指定障害児相談事業者から「計画相談支援」「障害児相談支援」を受けた場合、サービス利用計画作成費を事業者に支給しています。なお、現在市内に5か所の指定特定相談支援（指定障害児相談支援）事業所が開設されています。	障がい福祉課	指定特定相談支援事業所は、市内5事業者で実施している。サービス利用計画書、モニタリング報告書の作成費を介護給付費として給付している。令和4年度 計画相談支援 1,130件 障害児相談支援 256件	B	より身近な相談支援体制を確保するため市内事業者を育成していく。	○
5	1	2	地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）	地域移行支援は、入所・入院している人に対して、住居の確保等、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を実施しています。地域定着支援は、居宅において生活する人に対して、當時の連絡体制を買い直し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談など、緊急時の各種支援を実施しています。	障がい福祉課	地域移行支援、地域定着支援ともにサービス利用者なし。	C	施設や病院から地域生活へ移行し、安心して生活を継続するために必要な相談支援を受けることができるよう、体制の充実に努めるとともに、グループホーム等の居住の場の確保や、地域生活への移行と定着を推進する。	○
6	1	1	情報交換・交流の推進	障がい者間、また健常者との情報交換・交流の場をつくり、交流を促進しています。また、障がい者関係団体間の交流を図っています。	障がい福祉課	下記のとおり家族教室を実施した。①リカバリーストーリーを活用し、本人とのかかわりを考える講師 ビススタッフ・精神保健福祉士 ②大人の発達障がいと家族のかかわり講師 精神科医師	B	家族の置かれている状況は、障がいや疾病により異なることから、ニーズに応じた企画を検討するとともに、家族教室の周知に努め、参加者の増加を図っていく。	○
7	1	3	相談支援体制の充実	担当職員や民生委員・児童委員等が、保健福祉サービスの知識を備えて相談に応じられるよう、研修を実施しています。また、相談支援従事者の資質向上のため、鴻巣・北本地域自立支援協議会を活用して、個別の事例検討や各種研修等を実施しています。	障がい福祉課	市相談担当者及び民生委員等に各種研修会を開催し、資質の向上を図っている。	B	市担当者の研修会への積極的な参加を推進する。また、民生・児童委員への情報の提供の充実、連携体制の充実に努めるほか、自立支援協議会を活用した個別の事例検討や各種研修等を実施する。	○
8	1	3	民生委員・児童委員活動への支援	民生委員・児童委員は地域の実情を把握し、障がい児・者や要援護者の生活上の相談に応じ、自立の援助に努めています。社会福祉増進のために民生委員・児童委員の活動について積極的に支援しています。	共生福祉課	民生委員・児童委員に対しての情報提供、活動環境の整備等に注力した。民生委員・児童委員が作成している福祉支援票を通し連携を図った。令和4年12月の一斉改選で民生委員を増員し、委員1人当たりの業務量の軽減を図った。	B	民生委員・児童委員と連携を図り、地域課題の共有や地域福祉の増進を継続する。また、欠員が発生している地区においては、その補充を行い、負担の軽減を図るとともに、民生委員・児童委員活動の一助となるよう積極的に支援を行う。	○
9	1	4	情報提供手段の充実	ウェブアクセシビリティに配慮し、誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう努めています。また、障がいの種類、程度に応じて使いやすい福祉機器による情報提供手段の啓発、福祉機器の貸与、補助等を実施しています。	障がい福祉課	市ホームページで情報を発信中。福祉機器に対する支援の実施。	B	情報の充実のため、適宜情報を発信、更新をしていく。福祉機器について適切な情報提供、補助等の支援をしていく。	○
9	1	4	情報提供手段の充実	ウェブアクセシビリティに配慮し、誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう努めています。また、障がいの種類、程度に応じて使いやすい福祉機器による情報提供手段の啓発、福祉機器の貸与、補助等を実施しています。	市長公室	広報にユニバーサルデザインに対応した「UDフォント」を導入し、ホームページはアクセシビリティチェックをかけた上で公開している。また、朗読ボランティア団体に音声録音機器を貸し出し、視覚障害者向けの「声の広報」の作成活動を支援している。	B	引き続き、広報紙、ホームページをユニバーサルデザインの視点から誰もが見やすくなるよう努める。	○

A:計画を上回って実施 B:概ね計画どおり
 C:計画より遅れている D:当初計画から変更
 E:事業終了

◎:拡充 ○:継続
 △:縮小 ×:廃止

※令和3年度が計画期間の中間年であったため、障がい者施策を巡る最近の動向や関係法令・制度の改正等を踏まえ令和4年度から令和8年度までを計画期間とする後期計画を策定済みです。そのため、令和5年度照会（令和4年度実施状況等回答）より追加となっている項目があります。

令和5年度照会（令和4年度実施状況等回答）

整理番号	基本目標	個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
10	1	4	各種サービスの申請手続きの効率化・簡略化	ホームページへの申請書式の掲載等により、各種サービスの申請手続きを効率化・簡略化し、申請者の負担を軽減しています。	障がい福祉課	各種サービスの申請手続きの効率化・簡略化。ホームページへの各種申請書の掲載。	B	利便性を向上させるため、ホームページ等の掲載内容の充実を図る。	○
10	1	4	各種サービスの申請手続きの効率化・簡略化	ホームページへの申請書式の掲載等により、各種サービスの申請手続きを効率化・簡略化し、申請者の負担を軽減しています。	市長公室	ホームページへ各種申請書を掲載し、各種申請手続きの効率化・簡略化を行っている。	B	更なる効率化、簡略化のために各申請書等の書式を見直しを図る。	○
11	2	2	乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援のためのツールの活用	埼玉県では、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援のために「サポート手帳」を作成しており、本市においても、主に発達障がいがあったり、発達障がいがかりだったりする子どもをお持ちの保護者のうち、希望者に配布しています。	障がい福祉課	手帳の交付やサービスの相談時等に窓口で配布している。	B	関係各課と連携し、配布や記載をしていく。	○
11	2	2	乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援のためのツールの活用	埼玉県では、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援のために「サポート手帳」を作成しており、本市においても、主に発達障がいがあったり、発達障がいがかりだったりする子どもをお持ちの保護者のうち、希望者に配布しています。	子育て支援課	子育て支援課の窓口で配布している。	B	関係各課と連絡し、配布。	○
11	2	2	乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援のためのツールの活用	埼玉県では、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援のために「サポート手帳」を作成しており、本市においても、主に発達障がいがあったり、発達障がいがかりだったりする子どもをお持ちの保護者のうち、希望者に配布しています。	保育課（児童発達支援センター）	保護者へ活用方法を周知し、希望者へ配布し作成のための支援をした。	B	計画どおり事業を実施する。	○
11	2	2	乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援のためのツールの活用	埼玉県では、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援のために「サポート手帳」を作成しており、本市においても、主に発達障がいがあったり、発達障がいがかりだったりする子どもをお持ちの保護者のうち、希望者に配布しています。	学校教育課	サポート手帳の交付に関する相談や活用に関する相談に対応した。	B	関係各課と連携し、配付や記載に関する相談に対応していく。	○
11	2	2	乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援のためのツールの活用	埼玉県では、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援のために「サポート手帳」を作成しており、本市においても、主に発達障がいがあったり、発達障がいがかりだったりする子どもをお持ちの保護者のうち、希望者に配布しています。	健康づくり課	必要時希望者への配布。	B	計画どおり事業を実施する。	○
12	2	4	親子教室	心身の発達に遅れや心配のある児童とその保護者を対象とし、親子で楽しく遊びながら児童の成長を支援することに、取り組んでいます。	保育課（児童発達支援センター）	幼稚園や保育所に入園前のお子さんを対象とした教室（2クラス）を月2回、年少児～年長児を対象とした教室（3クラス）を月1回実施。	B	当該施策を必要とする児童、保護者がいることから、今後も継続する必要がある。	○
13	2	1	児童発達支援事業	療育の観点から集団療育、個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を実施しています。また、保育所等訪問支援事業については、保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して集団生活への適応のための専門的な支援を実施しています。	保育課（児童発達支援センター）	一人一人に個別支援計画書を作成し個別及び集団で児童発達支援を行っている。	B	当該施策を必要とする児童がいることから、今後も継続する必要がある。	○
13	2	1	児童発達支援事業	療育の観点から集団療育、個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を実施しています。また、保育所等訪問支援事業については、保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して集団生活への適応のための専門的な支援を実施しています。	障がい福祉課	市内6か所の児童発達支援事業所によりサービスを提供している。令和4年度 利用実人数（年間計）468人	B	利用者が年々増加しているため、提供体制・支援体制の整備に努めていく。	○
14	2	1	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医学的管理下での支援が必要であると認められる児童に対して、治療や日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応連連などの支援を実施しています。	障がい福祉課	圏域にサービス提供事業所がないこともあり、利用実績なし。	C	提供事業所が見込めないことから、大幅な利用者の増加はないと想定される。※令和6年4月施行の児童福祉法の改正により、医療型児童発達支援は、児童発達支援に統合される。	○
15	2	1	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援等を実施しています。	障がい福祉課	北本市立児童発達支援センターがサービスを提供している。令和4年度 利用実人数（年間計）226人	B	利用者が微増傾向にあるため、提供体制・支援体制の整備に努めていく。	○
15	2	1	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援等を実施しています。	保育課（児童発達支援センター）	個別支援計画書をもとに、保育所等へ訪問支援員が訪問し集団生活への適応支援を行っている。	B	当該施策を必要とする児童、保護者がいることから、今後も支援を継続する。	○

A:計画を上回って実施 B:概ね計画どおり
 C:計画より遅れている D:当初計画から変更
 E:事業終了

◎:拡充 ○:継続
 △:縮小 ×:廃止

※令和3年度が計画期間の中間年であったため、障がい者施策を巡る最近の動向や関係法令・制度の改正等を踏まえ令和4年度から令和8年度までを計画期間とする後期計画を策定済みです。そのため、令和5年度照会（令和4年度実施状況等回答）より追加となっている項目があります。

令和5年度照会（令和4年度実施状況等回答）

整理番号	基本目標	個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
16	2	1	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり、外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し、日常生活での基本的な動作の指導等の支援を実施しています。	障がい福祉課	圏域にサービス提供事業所がないこともあり、利用実績なし。	C	提供事業所が見込めないことから、大幅な利用者の増加はないと想定される。	○
17	2	1	巡回相談支援事業	保育や療育等に関する専門的知識を有する児童発達支援センターの職員が定期的に市内の保育所、幼稚園、認定こども園に巡回訪問し、保育士等と適切な保育又は相談を連携して行う支援を実施しています。	保育課（児童発達支援センター）	児童発達支援センター職員が必要に応じて保育所等の巡回相談を行っている。市内17園（所）に巡回し、年間で191名の利用があった。	B	児童発達支援センターにおける相談支援事業の一環として、各園（所）と連携し、巡回相談の充実に努める。	○
18	2	5	相談指導体制の充実	児童発達支援センターの職員が保育所・幼稚園を訪問し、その施設に通っている児童を対象に、一学期に一回程度、保育への相談支援を行っています。また、集団生活に適応するための支援を実施しています。	保育課（児童発達支援センター）	児童発達支援センター職員が必要に応じて保育所等の巡回相談を行っている。市内17園（所）に巡回し、年間で191名の利用があった。	B	児童発達支援センターにおける相談支援事業の一環として、各園（所）と連携し、巡回相談の充実に努める。	○
18	2	5	相談指導体制の充実	学校教育課指導主事が児童発達支援センターにおいて、就学をひかえた保護者を中心に説明会を行う等、就学に向けての相談支援を行っています。	学校教育課	児童発達支援センターで、年度当初に年長児童の保護者を対象に就学に向けての説明会や就学先の学校見学会を実施した。保護者と就学相談を継続的に実施するとともに、指導主事や就学支援委員が幼稚園、保育園、保育所へ出向いて幼児観察を行った。	B	今後も、児童発達支援センターからの要請に対して、指導主事が何い就学をひかえた保護者を中心に説明会を行っていく。保育所や保育園、幼稚園に出向いての幼児観察や就学相談を適宜行っていく。	○
19	2	2	特別支援教育の推進	障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高めるための個別の指導計画・支援計画を立案しています。そして、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な教育の推進に努めています。	学校教育課	個別の支援計画は、特別支援学級及び通級指導教室に通う全ての児童生徒について作成されており、保護者との合意形成のもと自立に向け、支援や指導に活用している。	B	特別支援学級に通う児童生徒、通級指導教室に通う児童生徒のみならず、各学校における気になる児童生徒についても、個別の支援計画や指導計画を作成することを促し、指導や支援に生かしていく。	○
20	2	3	特別支援教育支援員の配置	特別支援学級でのきめ細かな指導支援の充実をめざし、担任の指導補助を行い、児童・生徒の生活面や学習面の支援など個に応じた支援を行う支援員を配置しています。また、通級指導教室設置校において、担任の指導補助を行い、個に応じた支援を行う支援員を配置しています。	学校教育課	特別支援教育支援員を26名配置し、個に応じた指導・支援の充実を図った。内訳は、中丸小2名、石戸小2名、南小4名、北小3名、西小3名、東小4名、中丸東小1名、北本中2名、東中2名、西中1名、宮内中2名。	B	特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室で指導を受ける児童生徒へのきめ細やかな指導と支援のために、今後も支援体制の充実に努めていく。	○
21	2	2	教育内容の充実	個々の障がいに応じた教育内容・方法の工夫や教材等の整備・充実を図り、きめ細かな教育を推進しています。	学校教育課	市内全小・中学校に知的学級、自閉・情緒学級を、市内3校に通級指導教室を設置した。在籍する児童生徒に、特別的教育課程を編成し、教育的ニーズに応じた個別の指導内容を明確にして日々の学習指導や支援を行った。	A	保護者の思いや児童生徒の教育的ニーズを的確に把握し、保護者との合意形成に基づきながら、教育内容や指導方法の充実を図っていく。	○
22	2	1	教育施設の充実	個々の障がいに応じた教育施設、設備等の整備・充実を図り、きめ細かな教育を推進しています。	学校教育課	平成25年度までに市内小・中学校12校のうち10校において児童生徒が利用できるエレベーターを設置。平成26年度までに市内小・中学校のすべての学校にスロープや手すりを設置。また、児童のニーズに応じて、階段昇降機の一時的な導入などを行っている。	B	障がい等により学校生活に支障をきたすことがないように、施設、設備等の整備・充実を図っている。また、児童生徒や保護者のニーズに応じた対応について、関係機関と連携を深めながら対応していく。	○
23	2	1	就学支援の充実	障がいのある児童・生徒が、その障がいの種類や程度に応じて、適切な教育を受けるために、必要な情報を提供できるように就学支援委員会の充実に努めています。	学校教育課	校内就学支援委員会では、児童生徒の実態を十分に把握し、個に応じた教育が行われるよう相談体制の充実を図った。また、北本市就学支援委員会では、各学校からの情報をもとに、児童生徒の適応の様子を観察したり、保護者との面談を行ったり、一人ひとりに応じた就学に関する情報の提供に向け努めた。	B	就学支援委員会では、年度ごとに各学校から新たに選出される委員もいるため、第1回の任命直後に専門委員に対して、就学支援の目的や内容、就学相談の仕方等について研修を深める。各校での取り組みの内容や、望ましい就学支援の在り方について、共通理解のもと適切な就学支援が行われるよう努めている。	○

A:計画を上回って実施 B:概ね計画どおり
 C:計画より遅れている D:当初計画から変更
 E:事業終了

◎:拡充 ○:継続
 △:縮小 ×:廃止

※令和3年度が計画期間の中間年であったため、障がい者施策を巡る最近の動向や関係法令・制度の改正等を踏まえ令和4年度から令和8年度までを計画期間とする後期計画を策定済みです。そのため、令和5年度照会（令和4年度実施状況等回答）より追加となっている項目があります。

令和5年度照会（令和4年度実施状況等回答）

整理番号	基本目標	個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
24	2	3	交流教育等の充実	人間尊重の精神を育て、心豊かで思いやりのある児童・生徒を育成するため、特別支援学校との支援箱交流や特別支援学級と通常学級との交流を推進しています。また、特別支援教育コーディネーターを核に、地域とも連携して、学校内や居住地域での交流の充実に努めています。	学校教育課	一部間接的な交流やオンラインによるものもあったが、騎西特別支援学校や川島ひばりが丘特別支援学校と支援箱学習や居住地校交流が実施できた。市内各小・中学校内では、特別支援学級と通常学級との交流を行った。また、特別支援教育コーディネーターを研修に参加させ、専門性を高めるとともに、より円滑な交流が図られるよう努めた。	B	特別支援学校、特別支援学級、通常学級の交流を深め、ノーマライゼーションの精神を育むとともに、特別支援学校からコーディネーターを招き研修を行うなど、教職員のインクルーシブ教育への理解促進を図っている。	○
25	2	1	放課後活動への支援	市内小学校区すべてに学童保育室を設置しています。学童保育室の利用を希望する障がい児がいる場合には、担当の職員を配置し、受け入れを行っています。	子育て支援課	市内7小学校区すべてに学童保育室を設置しており、利用を希望する障がい児がいる場合には、担当の職員を配置し、受け入れを実施。	A	当該施策を必経し、今後も継続する必要がある。	○
26	2	1	障害児放課後等デイサービス	学校の授業終了後や夏休み等の長期休暇中に、障がい児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を実施しています。	障がい福祉課	市内7か所の放課後等デイサービス事業所によりサービスを提供している。 令和4年度 利用実人数（年間計）1,514人	B	利用者が年々増加しているため、提供体制・支援体制の整備に努めていく。	○
27	2	5	在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業	人工呼吸器を使用する等、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児等を介助する家族の精神的、身体的負担の軽減を図るため、レスパイトケア事業を実施する事業者に対して補助金を交付し、運営を支援します。	障がい福祉課	延べ232人の医療的ケア児・者の利用があり、利用者の家族の負担軽減が図られた。	B	利用者数、利用日数ともに年々増加している。今後も、事業所の運営を支援していく。	○
28	3	1	事業者への啓発活動の推進	リーフレットの掲出及びホームページによる情報提供をしています。	産業観光課	チラシの配架及びホームページ掲出により情報提供を行った。	B	国の制度や県等と連携した啓発を行う。 市ホームページに県関連ページ（埼玉県障がい者雇用総合サポートセンター）のリンクを掲載する。	○
28	3	1	事業者への啓発活動の推進	リーフレットの掲出及びホームページによる情報提供をしています。	障がい福祉課	チラシやホームページへの掲出、市就労支援センターを通じての情報提供等を実施した。	B	障害者の雇用を確保するため、法定雇用率の遵守等を事業者へ働きかけていく。	○
29	3	1	障害者雇用率の向上	障がい者の雇用を充実するため、障がい者就労センター等を通じて、事業者への啓発及び情報提供を実施しています。	産業観光課	制度の周知のためチラシの配架及びホームページ掲出により情報提供を行った。	B	国の制度や県等と連携した啓発を行う。 商工会や事業者に対し、障がい者雇用に関する啓発・情報提供を行う。	○
29	3	1	障害者雇用率の向上	障がい者の雇用を充実するため、障がい者就労センター等を通じて、事業者への啓発及び情報提供を実施しています。	障がい福祉課	障がい者雇用の総合的支援を行う埼玉県障害者雇用総合サポートセンター等の関係機関と連携し、企業における障がい者雇用の理解促進に努めた。	B	関係機関と連携し、障がい者の雇用を進めていく。	○
30	3	2	障がい者就労支援センターの運営	雇用の相談から就労、職場定着まできめ細かい支援を行う障がい者就労支援センター事業を開設し、障がい者への支援を実施しています。	障がい福祉課	支援職員2名体制により実施。 令和4年度末現在 登録者191人 就労者107人	A	就労定着支援は継続しながらも、職場実習や就職先を開拓していく。	○
31	3	4	職業相談機能の充実	公共職業安定所（ハローワーク）や埼玉障害者職業センター、埼玉県障害者雇用総合サポートセンター等の関係機関との連携により、市における障がい者雇用に関する相談等を実施しています。	障がい福祉課	ハローワークや埼玉障害者職業センター等の関係機関と連携し、障がい者雇用に関する相談等を実施しています。 令和4年度 相談件数320件	B	ハローワーク、就労移行事業者等と連携を図り、障がい者を支援していく。	○
32	3	1	市職員の雇用の推進	障害者雇用率について法定雇用率よりも高い水準で、市が率先して障がいのある人を雇用しています。	総務課	市の障がい者の雇用率は2.55%であり、国で定める法定雇用率2.6%と比較して若干下回っているものの、法定雇用障がい者数については13人（実数10人）であり、達成している。 今後も、障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）を対象とする職員採用試験を実施し、雇用を推進していく。	C	県内の特別支援学校と連携を図り、地方公共団体での職務に興味を持ってもらえる取組を進めるとともに、多くの部署での職域拡大を図る。	○

A:計画を上回って実施 B:概ね計画どおり
 C:計画より遅れている D:当初計画から変更
 E:事業終了

◎:拡充 ○:継続
 △:縮小 ×:廃止

※令和3年度が計画期間の中間年であったため、障がい者施策を巡る最近の動向や関係法令・制度の改正等を踏まえ令和4年度から令和8年度までを計画期間とする後期計画を策定済みです。そのため、令和5年度照会（令和4年度実施状況等回答）より追加となっている項目があります。

令和5年度照会（令和4年度実施状況等回答）

整理番号	基本目標	個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
33	3	1	市及び関係機関での職場実習の受け入れ	職場実習の場を拡大するために、市及びあすなろ学園、ふれあいの家などにおいて、特別支援学校生徒等の受け入れています。	総務課	令和4年度受入実績なし。	C	特別支援学校等からのインターン生の受け入れ等を検討する。	○
33	3	1	市及び関係機関での職場実習の受け入れ	職場実習の場を拡大するために、市及びあすなろ学園、ふれあいの家などにおいて、特別支援学校生徒等の受け入れています。	障がい福祉課	受け入れ希望がなかったため実績なし。	C	特別支援学校等から実習の相談があった場合は受入を要請していく。	○
34	3	3	就労移行支援事業	一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練、その他必要な支援を実施しています。	障がい福祉課	令和4年度 利用者延べ371人	B	事業者と連携を図り、障がい者の就労等を支援していく。	○
35	3	3	就労継続支援（A型・B型）	就労継続支援A型は、一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労する機会を提供し、能力等の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を実施しています。就労継続支援B型は、一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供し、能力等の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を実施しています。	障がい福祉課	就労継続支援A型 令和4年度 利用者延べ204人 就労継続支援B型 令和4年度 利用者延べ918人	B	事業者と連携を図り、障がい者の就労等を支援していく。	○
36	3	3	就労定着支援	一般企業等へ就労した人に、就労に伴う生活面の課題を把握し、企業・自宅等への訪問等により、課題解決に向けて、必要な支援を実施しています。	障がい福祉課	令和4年度 利用者延べ142人	B	事業者と連携を図り、障がい者の就労等を支援していく。	○
37	3	3	生活介護・就労継続支援事業所・地域活動支援センター等の運営と支援	生活介護事業所として「北本市立ふれあいの家」と「北本市総合福祉センター」を、生活介護と就労継続支援B型の複合施設として「あすなろ学園」を開設し、指定管理施設として運営しています。また、地域活動支援センターとして「生活支援センター夢の実」と「北本市地域活動支援センターかばざくら」が開設されており、運営を支援しています。	障がい福祉課	市の指定管理施設として、生活介護事業所「北本市立ふれあいの家」、「北本市総合福祉センター」を、生活介護と就労継続支援B型の多機能型事業所として「あすなろ学園」を開設し、指定管理施設として運営している。地域活動支援センターとして「生活支援センター夢の実」と「北本市地域活動支援センターかばざくら」が開設されており、運営を支援している。	B	障がい者の意思決定を尊重し、必要なサービスを利用できるよう支援していく。	○
37	3	3	生活介護・就労継続支援事業所・地域活動支援センター等の運営と支援	生活介護事業所として「北本市立ふれあいの家」と「北本市総合福祉センター」を、生活介護と就労継続支援B型の複合施設として「あすなろ学園」を開設し、指定管理施設として運営しています。また、地域活動支援センターとして「生活支援センター夢の実」と「北本市地域活動支援センターかばざくら」が開設されており、運営を支援しています。	共生福祉課	生活介護事業所「北本市総合福祉センター」を開設し、指定管理施設として運営している。稼働率37%	B	障がい者の意思決定を尊重し、必要なサービスを利用できるよう支援していく。	○
38	3	5	障がい者の経済的自立及び仕事の安定確保	各生活介護、就労支援事業所等で、工賃のアップに向けて事業の検討や新事業の発掘をしています。また、市役所内に常設の授産品等販売所を設置するとともに、福祉まつり等各種イベントでも授産品等の販売を行っています。	障がい福祉課	各事業所において、事業の実施と工賃の向上の取組を行っている。市役所内に常設の授産品販売所の設置、また各種イベント（福祉まつり等）にも出店するなど、授産品等の販売を行っている。	B	事業所の取組を支援していく。	○
39	3	5	障害者就労施設等からの物品等の調達	「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、就労施設等が提供する物品・サービスの積極的な購入を行っています。	障がい福祉課	「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、物品等の調達を行っている。 令和4年度 調達目標額 650,000円 調達実績額 692,142円	A	方針に基づき、積極的な購入を促していく。	○
39	3	5	障害者就労施設等からの物品等の調達	「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、就労施設等が提供する物品・サービスの積極的な購入を行っています。	総務課	市庁舎内に障害者就労施設等の物品販売スペースを提供し販売の促進に寄与している。	B	方針に基づき積極的な購入を促し、引き続き販売の促進に関与していく。	○
40	4	2	妊婦健康診査、乳幼児健康診査の充実	各種事業を通じ、妊娠中の母体の適切な健康管理、子どもの健やかな成長促進及び保護者の負担軽減に努めています。	健康づくり課	・妊婦健康診査費用助成（14回分） ・妊婦歯科健診の実施 ・子育て世代包括支援センターでの妊娠届時妊婦の全数面接、妊娠後期の電話相談を実施。必要時支援プランを作成。 ・ハイリスク妊婦への妊娠中からの相談、家庭訪問実施 ・4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査実施 ・9か月児育児相談、乳幼児（0～3歳未満）育児相談の実施 ・新生児聴覚検査 ・産婦健診の実施（新規）	A	・乳幼児健康診査、9か月児育児相談の実施方法及び内容の見直しを行う。 ・伴走型支援として、妊娠時に支援プランまたは支援ガイドを作成する。	◎

A:計画を上回って実施 B:概ね計画どおり
 C:計画より遅れている D:当初計画から変更
 E:事業終了

◎:拡充 ○:継続
 △:縮小 ×:廃止

※令和3年度が計画期間の中間年であったため、障がい者施策を巡る最近の動向や関係法令・制度の改正等を踏まえ令和4年度から令和8年度までを計画期間とする後期計画を策定済みです。そのため、令和5年度照会（令和4年度実施状況等回答）より追加となっている項目があります。

令和5年度照会（令和4年度実施状況等回答）

整理番号	基本目標	個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
41	4	2	1歳6か月児健康診査事後相談の充実	幼児期に向けた課題について具体的な育児相談を行っています。さらに継続的な支援につなげ、子どもの健やかな成長を促進し、保護者の負担を軽減するよう努めています。	健康づくり課	・1歳6か月児健康診査事後相談の実施	B	計画どおり事業を実施する。	○
42	4	2	乳児家庭全戸訪問事業の充実	乳児家庭全戸訪問事業を中心に、乳幼児の家庭訪問を行うことで、育児支援に努めています。また、成人についても必要に応じ家庭訪問による支援を行っています。	健康づくり課	・乳児家庭全戸訪問事業の実施 ・未熟児等ハイリスク児家庭訪問の実施 ・成人訪問指導の実施	B	・伴走型支援として、乳児家庭訪問時に支援プランまたは支援ガイドを作成する。 ・産婦訪問の充実を図る	○
43	4	2	健康づくり意識の啓発	糖尿病をはじめとする生活習慣病、うつ病などの精神疾患に関する予防事業等を通じ、また、様々な情報の発信を行うことで、健康づくり意識の啓発に努めています。	健康づくり課	・糖尿病予防教室及び糖尿病予防教室フォローアップ事業の実施 ・北本市みんないきいき健康なまちづくりプラン（健康増進計画・食育推進計画）、北本市自殺対策推進計画の推進 ・健康長寿ウォーキング事業の実施 ・高齢者の保健事業と介護予防等一体的な実施（ポピュレーションアプローチ栄養教室の実施）	B	計画どおり事業を実施する。	○
44	4	2	各種健（検）診の充実	健康増進法等、根拠に基づいた各種健（検）診を実施し、その結果を活用して健康教室、健康相談に繋げることで、生活習慣病の予防、早期発見に努めています。	健康づくり課	・がん検診（胃、肺、大腸、乳、子宮）の実施 ・肝炎ウイルス検査の実施 ・結核検診の実施	B	計画どおり事業を実施する。	○
45	4	2	特定健康診査、保健指導	国民健康保険被保険者に対し、各医療保険者に義務付けられた特定健康診査・保健指導を行っています。	保険年金課	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国民健康保険被保険者に対し特定健康診査、保健指導を実施。	B	受診率向上のため周知を図り、事業を継続する。	○
46	4	2	各世代にあわせた健康相談の実施	関係機関の協力を得ながら、乳幼児から成人に至るまで、各年代に応じ、心身の健康に関する相談を受けられる体制を整備しています。	健康づくり課	・子育て世代包括支援センターでの産前産後相談（母子保健コーディネーター、保健師、栄養士、助産師） ・9か月児育児相談（保健師、栄養士） ・乳幼児育児相談（保健師、栄養士） ・成人健康相談（保健師、栄養士、随時） ・こころの相談（精神科医） ・暮らしとこころの総合相談会（弁護士、司法書士、精神保健福祉士等）	B	計画どおり事業を実施する。	○
47	4	4	地域の医療機関と専門医療機関との連携	地域の医療機関の協力を得ながら母子保健、成人保健、予防接種等各業務を進め、必要に応じて専門医療機関への紹介を行っています。	健康づくり課	母子保健、成人保健の分野では、各種健（検）診において、必要に応じて精密検査の実施を専門医療機関に依頼。また、予防接種業務については、疾病等により、地域の医療機関で接種することが困難な場合に、専門医療機関に接種を依頼。	B	計画どおり事業を実施する。	○
48	4	4	夜間、休日等の医療体制の整備	地区医師会、郡市医師会の協力を得ながら、近隣市町とともに、制度の整備を進めています。	健康づくり課	・日曜祝祭日診療制度 ・埼玉県中央地区二次救急医療制度 ・小児初期救急医療制度（小児夜間診療） ・埼玉県中央地区小児二次救急医療制度 ・休日当番薬局の実施 ・#7119、#8000についての周知	B	計画どおり事業を実施する。	○
49	4	2	歯科医療の情報提供	重度の障がい者（児）に対して、埼玉県総合リハビリテーションセンター等を紹介しています。また、埼玉県障害者歯科相談医制度における市内の障害者歯科相談医について、ホームページ等で情報提供しています。	障がい福祉課	一般の歯科診療所では対応が困難な重度の障がい者（児）に対し、障がい者の歯科診療が可能な医院の情報提供をしている。	B	適切な相談対応ができるよう支援体制を整備するほか、ホームページ等で情報提供する。	○
49	4	2	歯科医療の情報提供	北足立歯科医師会で実施している障害者歯科相談医・協力医の紹介や在宅歯科医療推進窓口も活用し、個別の状況に合わせた情報提供を行っています。	健康づくり課	北足立歯科医師会で実施している障害者歯科相談医・協力医の紹介や在宅歯科医療推進窓口も活用し、個別の状況に合わせた情報提供を行った。	B	計画どおり事業を実施する。	○
50	4	2	自立支援医療制度の充実	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度を実施しています。	障がい福祉課	令和4年度支給件数 更生医療 1,852件 育成医療 25件	B	適正な支給を行っていく。	○
51	4	2	重度心身障害者医療費助成制度の充実	重度心身障がい者に対し、各種医療保険制度による医療費の一部負担金（高額療養費、食事療養標準負担額、附加給付を除く）を助成しています。	障がい福祉課	令和4年度 受給者数1,144人	B	適正な支給を行っていく。	○

A:計画を上回って実施 B:概ね計画どおり
 C:計画より遅れている D:当初計画から変更
 E:事業終了

◎:拡充 ○:継続
 △:縮小 ×:廃止

※令和3年度が計画期間の中間年であったため、障がい者施策を巡る最近の動向や関係法令・制度の改正等を踏まえ令和4年度から令和8年度までを計画期間とする後期計画を策定済みです。そのため、令和5年度照会（令和4年度実施状況等回答）より追加となっている項目があります。

令和5年度照会（令和4年度実施状況等回答）

整理番号	基本目標	個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
52	4	2	療育体制の充実	児童発達支援センターで、児童発達支援事業、保育所等訪問事業、相談支援事業を実施しています。	保育課 (児童発達支援センター)	児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、相談支援事業の他親子教室、巡回相談、ことばの相談を行っている。	B	当該施策を必要とする児童がいることから、今後も継続する必要がある。	○
53	4	2	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	居宅の障がいのある人に対し、入浴、排せつ、食事等の介護や外出時における外出支援等の各種支援を実施しています。	障がい福祉課	令和4年度利用者 居宅介護 延べ1,112人 重度訪問介護 延べ119人 同行援護 延べ163人 行動援護 延べ290人 重度障害者包括支援0人	B	提供体制の確保と適正な支給決定を図る。	○
54	4	2	生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供する支援を実施しています。	障がい福祉課	令和4年度利用者 延べ2,119人	B	提供体制の確保と適正な支給決定を図る。	○
55	4	2	療養介護	医療と介護を要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を実施しています。	障がい福祉課	令和4年度利用者 延べ72人	B	提供体制の確保と適正な支給決定を図る。	○
56	4	2	短期入所	介護する人が病気の場合などの場合、短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護を実施しています。	障がい福祉課	令和4年度利用者 延べ208人	B	提供体制の確保と適正な支給決定を図る。	○
57	4	2	施設入所支援	施設に入所する障がい者に入浴、排せつ、食事の世話等の支援を実施しています。	障がい福祉課	令和4年度利用者 延べ717人	B	提供体制の確保と適正な支給決定を図る。	○
58	4	2	自立生活援助	障害者支援施設等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定期間にわたり、定期的な訪問や随時の対応により、必要な支援を実施しています。	障がい福祉課	令和4年度利用者なし。	C	提供体制の確保を図る。	
59	4	2	自立訓練	自立をめざす障がい者に対し、身体機能又は生活能力の維持、向上のために必要な支援・訓練の機会を提供しています。	障がい福祉課	令和4年度利用者 自立訓練(機能訓練) 延べ19人 自立訓練(生活訓練) 延べ42人 宿泊型自立訓練 延べ12人	B	提供体制の確保と適正な支給決定を図る。	○
60	4	2	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日に、共同生活を行う居宅において、相談、入浴、排せつ、食事の介護や、日常生活上の援助を実施しています。	障がい福祉課	令和4年度利用者 延べ685人	B	提供体制の確保と適正な支給決定を図る。	○
61	4	2	共同生活援助(グループホーム)の家賃助成	グループホームの利用者に対して、所得に応じて家賃を助成しています。	障がい福祉課	令和4年度 支給対象者(実人数) 64人	B	提供体制の確保と適正な支給決定を図る。	○
62	4	2	補装具費の支給	身体障がい者等の失われた部分や損なわれた機能を補う用具購入費と修理費を支給しています。	障がい福祉課	令和4年度 延べ給付実績 給付件数 67件 修理件数 26件	B	提供体制の確保と適正な支給決定を図る。	○
63	4	2	日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活用具を給付しています。	障がい福祉課	令和4年度 延べ給付実績 日常生活用具件数 17件 ストマ件数 1,488件	B	提供体制の確保と適正な支給決定を図る。	○
64	4	1	地域活動支援センター事業	地域活動支援センター(生活支援センター夢の実、北本市地域活動支援センターかばざくら)にて、創作的活動や生産活動の機会及び社会との交流促進等の機会を提供しています。	障がい福祉課	令和4年度 延べ利用人数 2,741人	B	市内の地域活動支援センターであるかばざくらの利用者数の増加を図るため、支援していく。	○
65	4	2	訪問入浴サービス事業	家庭の浴槽で入浴が困難な身体障がい者に自宅での入浴サービスを提供しています。	障がい福祉課	令和4年度利用者 延べ35人	B	提供体制の確保と適正な支給決定を図る。	○
66	4	2	日中一時支援事業	障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある人に日中活動の支援をおこなっています。	障がい福祉課	令和4年度利用者 延べ172人	B	提供体制の確保と適正な支給決定を図る。	○
67	4	2	生活サポート事業	介護給付支給決定者以外で、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者に必要な支援を給付しています。	障がい福祉課	令和4年度 利用登録者数 149人	B	提供体制の確保と適正な支給決定を図る。	○
68	4	2	訪問理美容サービス	身体障害者手帳を所持する者で、両下肢又は体幹の障がいの程度が1級の者に対し、理美容券を発行しています。	社会福祉協議会	理美容券の補助額は、1枚3,600円。1名につき年間4枚発行。発行者数14名。内7名が延べ22枚利用した。	B	広告・HPで事業周知を行いながら、利用促進を図る。	○
69	4	2	移動支援事業	屋外での移動が困難な人について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための個別移動支援を給付しています。	障がい福祉課	令和4年度利用者延べ 383人 延べ利用時間数 2,999時間	B	提供体制の確保と適正な支給決定を図る。	○
70	4	2	視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業	外出が困難な視覚障がい者に対し、地域における自立した生活及び社会参加を促すことを目的として、ガイドヘルパーを派遣しています。	障がい福祉課	令和4年度 派遣回数 267回 派遣時間 890時間	B	提供体制の確保と適正な支給決定を図る。	○

A:計画を上回って実施 B:概ね計画どおり
 C:計画より遅れている D:当初計画から変更
 E:事業終了

◎:拡充 ○:継続
 △:縮小 ×:廃止

※令和3年度が計画期間の中間年であったため、障がい者施策を巡る最近の動向や関係法令・制度の改正等を踏まえ令和4年度から令和8年度までを計画期間とする後期計画を策定済みです。そのため、令和5年度照会（令和4年度実施状況等回答）より追加となっている項目があります。

令和5年度照会（令和4年度実施状況等回答）

整理番号	基本目標	個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
71	4	2	福祉タクシー事業	重度心身障がい者（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳△・A、精神障害者保健福祉手帳1級）に福祉タクシー利用券を発行しています。	社会福祉協議会	タクシー初乗り運賃の助成。1名につき年間36枚の利用券を発行。利用人数184名。利用枚数4127枚。年度末登録人数290名。（市補助事業）	B	広告・HPで事業周知を行いながら、利用促進を図る。障がい福祉課と連携して事業を継続する。	○
75	4	2	重度障害者移動支援事業	常時車イス利用又は下肢・体幹等の障がいがある歩行困難な者にリフト付き自動車（ハンディキャブ）の貸出しを実施しています。	障がい福祉課	令和4年度稼働回数 30回	B	提供体制の確保と適正な支給決定を図る。	○
73	4	2	重度心身障害者自動車燃料費助成事業	重度心身障がい者（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳△・A、精神障害者保健福祉手帳1級）に自動車燃料費の一部を助成しています。	社会福祉協議会	1件あたり5,000円を限度として助成。助成実施337件。年度末登録人数416名。（市補助事業）	B	広告・HPで事業周知を行いながら、利用促進を図る。障がい福祉課と連携して事業を継続する。	○
74	4	3	福祉のまちづくりの推進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）や、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に関する指導やアドバイスを実施していくことで、障がいのある人などが暮らしやすく、活動しやすい生活環境の「整備、啓発」を進めています。	都市計画政策課	建築基準法第6条第1項第4号建築物に係る建築確認申請において、バリアフリー法及び埼玉県バリアフリー条例を関係法令として審査をしている。また、埼玉県福祉のまちづくり条例に関するアドバイス等を行っている。	B	引き続き申請対象物件に対して、審査、指導を実施する。	○
75	4	3	道路等交通環境の整備	障がいのある人が安心して利用できる歩行空間をつくるため、歩道の整備や段差解消、視覚障がい者誘導ブロックの設置等を計画的に進めています。また、あわせて路上の障害物の除去について、市民意識の啓発を推進しています。	建設課	・歩道整備は中央通線（市道13号線）が令和4年度に完了したが、他の箇所については用地取得（地権者協力）、事業費確保が課題となっており、十分な進捗が得られていない。 ・段差解消は、部分解消のほか、老朽化に伴う修繕に合わせて実施している。 ・視覚障害者誘導ブロックは、既設ブロックの維持管理を行っており、中央通線においては歩道整備と併せて令和4年度に設置が完了した。 ・路上障害物の除去は道路上の看板等の撤去を定期的の実施している。	B	・歩道の整備や段差解消について、引き続き取り組む。	○
76	4	1	民間住宅におけるバリアフリー仕様の普及	住宅リフォームのパンフレット配布に努めています。	都市計画政策課	住宅リフォームのパンフレットを配布している。その一部としてバリアフリー住宅リフォームについても含まれている。 パンフレットの内容 ・税金の優遇制度 ・融資の優遇制度 ・リフォーム工事検査制度 ・トラブル	B	住宅のバリアフリー仕様は高齢者、障がい者の居住に関することが多く、担当課に案内している。リフォーム補助制度を実施しており、リフォームに伴うバリアフリー改修も補助対象としている。	○
77	4	1	重度障害者居宅改善整備への補助	重度の身体障がい者居宅をバリアフリー構造に改善または整備する場合、補助を実施しています。	障がい福祉課	他のサービスの利用状況等もあるため本制度の利用者はなし。	B	制度の周知と適正な支給決定を図る。	○
78	4	1	住宅改造に関する相談の充実	市の住宅相談において、住宅改造に関する相談への対応の充実に取り組んでいます。	産業観光課	受注機会の増加を目的とし、主に一人親方が加入する労働団体（小規模建設事業者団体）の協力のもと、毎月1回、住宅増改築（新築）リフォーム相談会を実施した。	B	障がい者の住環境向上・バリアフリー化の推進を図るにあたり、より効果を高めるには、建築や福祉の担当部署に、一人一人の障がいに見合った専門家の配置や相談機会を設けるべきと考える。 当課で実施している住宅リフォーム相談は、今後も可能な範囲で対応していく。	○
79	4	3	公営住宅の整備・改善	公共住宅の新設・建替えに際して、障がいのある人等に配慮したバリアフリー仕様住宅の整備を推進します。また、改修に際してもバリアフリー化に努めています。	都市計画政策課	退去修繕に際して段差等の解消に努めた。	B	建設時より退去修繕を行っていない住居については、退去修繕に合せて玄関の手摺設置及び床の段差解消を行いバリアフリー仕様の整備に努める。また、共用部に関しても段差等が生じた場合、修繕を行うよう努める。	○
80	4	2	共同生活援助（グループホーム）の設置	引き続き事業者に対し、グループホームの設置を働きかけていきます。	障がい福祉課	令和4年度新たに2事業所（定員8人）が開設となり、グループホームは4か所となった。	B	障がい者が地域で自立した生活を送ることができる場を確保するため事業所に施設設置を働きかけていく。	○
81	4	4	防災に関する知識の普及・啓発	防災訓練や出前講座時に防災に関するパンフレット等を配布し、防災知識の普及・啓発を実施しています。	くらし安全課	令和4年度は県と共催で九都都市合同防災訓練を実施した。	B	防災訓練や出前講座を活用し、防災に関する知識の普及・啓発を引き続き実施するとともに、ホームページを見やすく分かりやすく活用できるように、研究し努めて行く。	○

A:計画を上回って実施 B:概ね計画どおり
 C:計画より遅れている D:当初計画から変更
 E:事業終了

◎:拡充 ○:継続
 △:縮小 ×:廃止

※令和3年度が計画期間の中間年であったため、障がい者施策を巡る最近の動向や関係法令・制度の改正等を踏まえ令和4年度から令和8年度までを計画期間とする後期計画を策定済みです。そのため、令和5年度照会（令和4年度実施状況等回答）より追加となっている項目があります。

令和5年度照会（令和4年度実施状況等回答）

整理番号	基本目標	個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
82	4	4	地域ぐるみの協力体制の確立	障がいのある人等、災害時の避難行動要支援者の円滑な避難誘導・救助に向けて、自主防災組織設立を推進するための説明会を実施しています。また、避難行動要支援者名簿を更新し、申請のある自治会や自主防災組織に提供し、地域ぐるみの協力体制の確立に取り組むとともに、避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定に取り組んでいます。	くらし安全課	自主防災組織の設立に向けた相談や出前講座を実施し、組織率は68団体の約72%に達した。また、避難行動要支援者名簿を作成し提供したことにより、地域での見守りや協力体制の確立に努めている。	B	自主防災組織の組織率向上を目指し、自治会には引続き説明会や出前講座を実施し組織化の理解を深め拡大を図る。	○
82	4	4	地域ぐるみの協力体制の確立	障がいのある人等、災害時の避難行動要支援者の円滑な避難誘導・救助に向けて、自主防災組織設立を推進するための説明会を実施しています。また、避難行動要支援者名簿を更新し、申請のある自治会や自主防災組織に提供し、地域ぐるみの協力体制の確立に取り組むとともに、避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定に取り組んでいます。	障がい福祉課	避難行動要支援者名簿の登録、更新を実施している。	B	要支援者の個別計画の策定のため、民生委員、自治会に働きかけ、支援体制の構築を図っていく。	○
83	4	5	避難所での医薬品・補装具・日常生活用具等の確保	障がいのある人等の避難先での生活の確保に向けて、障がいの状況、必要に応じた医薬品・補装具・日常生活用具等の確保のために、民間企業等との協力体制の整備に努めています。	くらし安全課	広域避難所の防災倉庫や拠点防災倉庫内に非常食や資機材等の備蓄整備を進めている。また、災害時には、福祉団体や関係団体と福祉避難所として利用可能な防災協定を締結しており、人的協力、資機材、医薬品等の相互利用ができる協力体制を整備。	B	必要に応じた医薬品・補装具・日常生活用具等の確保のために、福祉関係団体や民間企業等との間で防災協定を拡充する必要がある。	○
84	4	5	障がい者(児)施設における防災訓練の充実	北本市立あすなろ学園、北本市立ふれあいの家、障がい児学童保育室「放課後等デイサービスすきっぷ」、児童発達支援センター等で、避難訓練を定期的に実施しています。	くらし安全課	障がい者(児)施設は、独自に防災訓練を実施している。	B	障がい者(児)施設と福祉部局・防災担当と合同による通報訓練(安否の確認)等を通じて、現場確認を行い早期に障がい者(児)を避難できる訓練を実施できるか検討する。	○
84	4	5	障がい者(児)施設における防災訓練の充実	あすなろ学園、ふれあいの家、障がい児学童保育室、児童発達支援センター等で、避難訓練を定期的に実施しています。	保育課(児童発達支援センター)	児童発達支援センターでは、月1回(年1回は消防署職員立ち会い)防災訓練を実施している。	B	継続	○
84	4	5	障がい者(児)施設における防災訓練の充実	北本市立あすなろ学園、北本市立ふれあいの家、障がい児学童保育室「放課後等デイサービスすきっぷ」、児童発達支援センター等で、避難訓練を定期的に実施しています。	障がい福祉課	あすなろ学園、ふれあいの家、障がい児学童保育室「放課後等デイサービスすきっぷ」で定期的に実施している。	B	利用者の安全を図るため、関係機関と連携し、継続して実施していく。	○
85	4	5	福祉避難所の開設	大規模災害時に特別な配慮が必要となる障がい者や要支援者のための福祉避難所設置に向けて市内の福祉施設との更なる協定締結に努めています。	くらし安全課	福祉施設との協定を含め、現在8箇所の福祉避難所を有しているが、更なる協定締結に努めている。	B	福祉避難所に備えるべきとされている物資・器材等の備蓄や調達の体制について検討する必要がある。	○
86	4	5	災害時受入の体制の整備	福祉避難所を設置するとともに、医師会へ緊急時の協力を要請しています。	くらし安全課	福祉避難所開設訓練を実施した。	B	福祉避難所に係る協定の拡充を図る。	○
87	4	1	緊急時通報システム設置費等の補助	身体障害者手帳1級または2級の人で外出が困難な人のみの世帯に対して、緊急時通報システム設置費等を補助しています。	障がい福祉課	令和4年度 利用実人数 0人	B	利用対象者に周知し、適切に補助していく。	○
88	4	1	聴覚障がい者に対する緊急時通報体制の充実	防災情報などを携帯電話等へメール配信するサービスや消防本部のホームページ・携帯サイトへの掲載を実施しています。また、聴覚障がい者の緊急事態への対応のために、緊急通報ファックス利用料を補助しています。	くらし安全課	北本メールやYahoo!防災速報を活用し、防災・防犯等の情報発信に努めている。また、避難行動要支援者名簿を作成し、避難者支援に協力している。	B	引続き、北本メールやYahoo!防災速報を活用し、防災・防犯等の情報発信に努めるとともに、新たな方策を検討する。	○
89	4	1	「NET119」・緊急時FAX通信	聴覚障がい者に対し、携帯電話のインターネット接続機能やファックスにより緊急・火災、その他災害出動要請に対応しています。	障がい福祉課	広域消防本部と調整し、適切に運用している。	B	広域消防本部と連携し、継続して実施していく。	○
90	4	1	消費生活相談の充実	消費生活相談員がさまざまな問題に対処できるよう研修の機会を設けていきます。また、公民館等での消費生活講座の開催や、広報・ホームページで情報の提供等、消費者被害防止に努めています。	市民課	月曜日から金曜日に、専門の相談員による対面による消費生活相談を実施している。(土日祝日においては消費者ホットライン☎188(短縮ダイヤル)を活用)。 消費者被害の未然防止を図るため、広報やホームページを利用して消費者情報を提供している。 消費生活相談員がさまざまな問題に対処できるよう、高齢者障がい者被害についての研究会に参加している。	B	消費生活相談を充実させるために、消費生活相談員の研修の機会を引き続き設けていく。また、消費者被害の未然防止を図るため、広報・ホームページ及び消費者安全確保地域協議会を活用し、社会情勢に合わせた事例を加えるなど、工夫して情報提供を行っていく。	○
91	5	1	障がい者のスポーツ活動への意識の醸成	埼玉県が実施する「彩の国ふれあいピック」にあすなろ学園の利用者等が参加しています。	障がい福祉課	埼玉県が実施する「彩の国ふれあいピック」の参加案内を広報・周知し、障がい者の参加を促している。	B	参加者増を図るため障害者団体や事業所に働きかけていく。	○
92	5	3	障害者スポーツの振興	2020東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせ、障害者スポーツのPRと普及推進に努めるとともに、障害者スポーツ指導者の育成・確保について競技団体等と連携しながら検討を進めています。	生涯学習課	スポーツフェスティバルにおいて、パラリンピックの大会種目でもあるゴールボールやボッチャ等を開催し、障がい者スポーツのPRや普及推進に努めた。	B	引き続き、障がい者スポーツのPRや普及推進に努めるとともに、ニュースポーツ教室等を通じて、障がい者の参加機会を創出する。	○

A:計画を上回って実施 B:概ね計画どおり
 C:計画より遅れている D:当初計画から変更
 E:事業終了

◎:拡充 ○:継続
 △:縮小 ×:廃止

※令和3年度が計画期間の中間年であったため、障がい者施策を巡る最近の動向や関係法令・制度の改正等を踏まえ令和4年度から令和8年度までを計画期間とする後期計画を策定済みです。そのため、令和5年度照会（令和4年度実施状況等回答）より追加となっている項目があります。

令和5年度照会（令和4年度実施状況等回答）

整理番号	基本目標	個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
93	5	2	文化・レクリエーション活動の促進	障がいのある人の自主的な文化・レクリエーション活動への支援に努めるとともに、市民向けの諸行事への参加を促進しています。	生涯学習課	障がいのある人を対象として西部公民館では「西部ふれあい学級」、北部公民館では「ふれあい学級」を実施しており、スポーツやダンスなどを行った。	B	公民館等を活用して、障がいのある人への文化・レクリエーション事業への参加を支援する。	○
94	5	1	中央図書館における対面朗読・録音図書貸し出し	中央図書館において、対面朗読を行うほか、録音図書や大活字本を充実させ、視覚障がいのある利用者等の利便性の向上を図っています。	生涯学習課	録音図書の作成、大活字本や電子図書館を購置し、音声読み上げ機能等の障がい者向けサービスの拡充を図った。	B	今後も、録音図書サービスや電子図書の充実を図り、併せて周知に努める。	○
95	6	2	啓発・広報活動の充実	他市町村の広報紙、ホームページを参考に、ユニバーサルデザインの視点を取り入れられるよう努めています。また、障がい・障がい者への理解の促進を図るために、ホームページ、パンフレットなどにより周知を行っています。関係団体の活動の周知も併せて実施しています。	市長公室	広報にユニバーサルデザインに対応した「UDフォント」を導入し、ホームページはアクセシビリティチェックをかけた上で公開している。	B	引き続き、広報紙、ホームページをユニバーサルデザインの視点から誰もが見やすくなるよう努める。	○
95	6	2	啓発・広報活動の充実	他市町村の広報紙、ホームページを参考に、ユニバーサルデザインの視点を取り入れられるよう努めています。また、障がい・障がい者への理解の促進を図るために、ホームページ、パンフレットなどにより周知を行っています。関係団体の活動の周知も併せて実施しています。	障がい福祉課	障がいにより、症状や必要な対応、サービスが異なるため、ガイドブックやホームページ等を活用し、理解促進を図っている。	B	今後もホームページ等を充実させ、障がい・障がいのある人への理解の促進を図っていく。	○
96	6	1	きたもと福祉まつりの充実	毎年9月第2日曜日を「福祉の日」と定め、総合福祉センターにおいて、きたもと福祉まつりを実施しています。関係機関と連携を図り催事内容を充実させるとともに、障がいのあるなしにかかわらず多くの市民が参加し、ふれあう機会となるよう、参加の呼びかけを積極的に進めています。	社会福祉協議会	9月第2日曜日に開催予定だったが、新型コロナウイルス感染者数が急激に増えたため中止となった。コロナ禍により開催を見送っていた福祉まつり実行委員会を再開することができた。開催回数3回。	D	新型コロナウイルス感染防止に配慮して開催する。令和5年度は会場を総合福祉センターから、市役所芝生広場で開催予定。	○
97	6	2	人権教育の推進	人権啓発資料「ふれあい」、北本市人権教育推進委員会広報「けやき」の発行を通して、全ての差別の解消を促進し、人権教育・啓発事業の充実を図っています。	生涯学習課	人権啓発資料『ふれあい』、北本市人権教育推進委員会広報誌『けやき』を発行した。生涯学習課が開催した生涯学習人権講座の紹介や福祉の心を育成するための親しみやすい話を掲載するなどして、障がい者差別を含む全ての差別解消を目指して、人権教育・啓発事業の充実を図ることができた。	B	障がい者差別を含む、全ての差別解消を目指して、人権啓発資料『ふれあい』、北本市人権教育推進委員会広報『けやき』を通じて、人権教育・啓発活動の一層の充実を図っていく。	○
98	6	2	人権啓発の推進	人権啓発リーフレット「しあわせはみんなの願い」の発行等を通して、あらゆる人権の尊重の啓発に努めています。	人権推進課	人権啓発リーフレット「しあわせはみんなの願い」を年1回発行。広報8月号とともに、全戸配布した。人権を守る市民の集いについては、文化センターホールを利用し講演会を実施した。（参加者数 440人）	B	今後も人権啓発リーフレット「しあわせはみんなの願い」を発行・全戸配布し、市民の人権意識の高揚を図る。人権を守る市民の集いで講演をいただき、障がいや人権擁護等について理解を広める。	○
99	6	3	彩の国ボランティア体験プログラム ボランティア体験出前講座 福祉の心を育む事業	支部社協、ボランティア、福祉団体と連携し、小中学校等における福祉教育の支援に取り組んでいます。学校と福祉施設との交流や福祉体験を通じて、児童や生徒に対する福祉教育の支援を推進しています。	社会福祉協議会	○彩の国ボランティア体験学習 コロナ禍でも活動可能な屋外でのプログラムや親子で参加できるボランティア体験など、23メニューを実施し、延べ203人が参加した。	B	コロナ禍に配慮したプログラムの検討。フードロス災害ボランティア講座等も取り入れたい。学校教育課と連携して取り組みを継続したい。	○
100	6	3	ボランティア・福祉教育の推進	児童・生徒の発達段階をふまえた、福祉の心を育てる教育の充実を図っています。そして、関係機関等との連携を深め、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実を図っています。	学校教育課	市内小中学校の総合的な学習の時間等において福祉体験を実施。車椅子・手話・アイマスク・盲導犬講話等、福祉に関する体験活動を地域の福祉施設などと連携を図りながら実施した。また、地域とのつながりを大切にし、障がいの正しい理解と福祉の心を育む取組を実施した。	B	今後も、総合的な学習の時間等における福祉体験において、社会福祉協議会に協力を依頼し、福祉体験を実施していく。また、地域とのつながりを大切に、障がいの正しい理解と福祉の心を育めるよう継続して取り組む。	○
101	6	4	ボランティアの普及・育成	各種ボランティア養成講座について、ニーズ把握に努め内容の充実を図るとともに、参加促進のため、社協たより（広報紙）により周知を行います。講座修了者が実際のボランティア活動へ参加しやすくなるよう、フォローアップに努めています。	社会福祉協議会	○ボランティア体験出前講座 市内の小中学校を対象にアヤク、車いすなどの体験講座を延17回実施。手話、点字、盲導犬福祉講座を延15回開催した。○福祉の心を育む交流事業 コロナ禍により、学校と福祉施設との交流が見送られた。小学校1校のみ実施となった。	B	○ボランティア体験出前講座 各学校の方針を踏まえ、講座等を活用し福祉の醸成を図りたい。○福祉の心を育む交流事業 小中学校と福祉施設をつなぎ、双方の継続的な交流支援を実施する。学校教育課と連携し、各学校でのボランティアの普及啓発に努めたい。	○

A:計画を上回って実施 B:概ね計画どおり
 C:計画より遅れている D:当初計画から変更
 E:事業終了

◎:拡充 ○:継続
 △:縮小 ×:廃止

※令和3年度が計画期間の中間年であったため、障がい者施策を巡る最近の動向や関係法令・制度の改正等を踏まえ令和4年度から令和8年度までを計画期間とする後期計画を策定済みです。そのため、令和5年度照会（令和4年度実施状況等回答）より追加となっている項目があります。

令和5年度照会（令和4年度実施状況等回答）

整理番号	基本目標	個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
102	6	5	成年後見制度への支援	制度の適用が必要な障がい者・高齢者に対して、成年後見制度の周知を行います。また、二親等内に親族などがいない対象者に対し、市長申立てによる成年後見を実施しています。併せて、制度の利用にあたって費用を負担することが困難な対象者に対して、審判の申立てに要する費用や後見人等への報酬の助成を実施しています。	障がい福祉課	実施要綱を制定し、市長申し立てによる成年後見等について、費用の助成等の支援を実施している。 令和4年度 利用者 1人	B	職員の資質の向上等体制の整備を図り、支援体制を継続していく。また、成年後見制度と併せて報酬の助成についても周知を図っていく。	○
103	6	5	福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）	社会福祉協議会で、高齢者や知的障がい者、精神障がい者を対象に、福祉サービス利用援助、日常生活上の援助、日常的な金銭管理、書類等預かりサービスを実施しています。	社会福祉協議会	年度末契約件数28件。内認知症高齢者等15件、知的障がい者等1件、精神障がい者等10件。その他（依存症など）2件。年間支援回数（延べ）383回。内認知症高齢者等216回、知的障がい者等12回、精神障がい者等119回、その他36回。	B	関係機関と連携し、利用の促進を図る。広報誌・HP等で制度の周知を行う。	○
104	6	5	市職員への啓発の推進	障がいや障がいのある人への理解を深めるため、市職員の研修の充実を努めています。また、「北本市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定しています。	総務課	「北本市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を周知した。この対応要領に基づき、新人研修や手話研修を実施した。	A	外部講師による研修も実施し、新人研修のみならず全庁的にも障がい者差別解消法について学び、障がいのある人への理解を深めるような研修機会を増やす。	○